

鳥取県発 地域主権型社会の 実現を目指して！！

第2回 地域主権検討プロジェクトチーム会議 次第

1 日 時 平成21年10月22日(木) 15:00～

2 場 所 第12会議室 県議会棟3F

3 議 題

(1) 地域主権に向けた見直しの検討事例紹介及び意見交換

(2) その他

[資 料]

各部局からの提案事例

出席者名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
防災局 防災チーム	主 幹	西村 元良	
総務部 総務課	課長補佐	田中 順一	
財政課	課長補佐	中西 眞治	
税務課	課 長	越智 浩明	
行財政改革局 業務効率化室	室 長	森田 靖彦	
文化観光局 文化政策課	課 長	小林 直樹	
福祉保健部 福祉保健課	課 長	中林 宏敬	
生活環境部 環境立県推進課	課長補佐	高務 裕子	
商工労働部 政策室	政策室長	前田 伸二	
農林水産部 農政課	課長補佐	北村 順一	
県土整備部 県土総務課	課長	吉留 功	
教育員会事務局 教育総務課	課長	田中 規靖	
企画部	企画部長	林 昭男	
政策企画総室	総室長	小林 敬典	
〃	企画調整チーム長	亀井 一賀	
〃	次世代改革チーム長	若松 紀樹	
地域づくり支援局 自治振興課	課長補佐	島田 義徳	

地域主権に向けた見直しの検討事例〔案〕

防災チーム	「監査委員制度」 「まちづくり（道路整備）」
福祉保健課	「生活保護制度」 「障害児・者の支援制度」
環境立県推進課	「行政一般（法令に基づく事業計画等への国の関与の廃止）」 「環境行政（国立公園の保護と利用に係る権限の見直し）」 「まちづくり（都市計画の決定に係る主体の見直し）」 「消費者行政（食品に関する表示の関係法令等の一元化）」 「住宅政策（公営住宅の整備・管理の見直し）」
政策室	「労働行政」 「公共職業訓練」
農政課	「地域振興業務（農林業等）」
県土総務課	「まちづくり」（道路の維持管理）
教育総務課	「市町村教育行政の広域化」

(注)資料内容は試案や仮定を含むものであり、

確定した情報ではありません。(政策企画総室)

地域主権の実現に向けた検討事例〔 案 〕

〔 部局・主管課名 防災局 〕

行政分野	監査委員制度
------	--------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	地方公共団体の執行機関のひとつで、地方公共団体の財務や事業について監査を行う機関。 本県では、県と市町村にそれぞれ設置。
地域主権に向けた問題	地域住民など生活者の視点で考えた場合、2重に設置するのでなく一元化もありえる。



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向性など	監査委員制度
国・県・市町村の役割分担 ・制度の仕組みなど	監査委員の市町村への一元化。 県の機関に関する監査は、県の施設がある市町村が行う。 市民オンブズマン等のように、住民参加型、生活者目線での制度とする。 なお、会計検査院及び行政評価事務所についても一元化を検討。 法改正が必要
その他 〔新たな住民参加手法等〕	

1回 地域主権検討PT会議(10/15)の資料「地域主権検討の視点」に沿った検討をお願いします。

取り上げるテーマは、個別の細かな事務事業や補助事業ではなく、例えば「 保険制度」「 道路整備事業」「 後継者育成」など、分野的な大括りの区分でテーマを取り上げてください。

国から県、県から市町村といった基礎自治体重視の分権が大きな流れとなりますが、各行政主体の役割を考え直す上で、市町村から県へ、県から国へと集約した方が合理的・効率的といったものもあると思います。このような逆のベクトルも考慮しながらイメージをお願いします。

財源の問題については、特に特記する必要はありません。

記載欄が不足する場合は、別紙に全体イメージをまとめるなど適宜調整してください。

地域主権の実現に向けた検討事例〔 案 〕

〔 部局・主管課名 防災局 〕

行政分野	まちづくり（道路整備）
------	-------------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	<p>道路法により、県道の管理はその路線の存在する県が、市町村道の管理はその路線の存在する市町村が行うこととなっている。</p> <p>また、国道は、政令で指定された区間の国道の管理を国土交通大臣が行い、その他についてはその路線の当該県の区域内に存在する部分について件が管理することとされている。</p>
地域主権に向けた問題	<p>河川国道事務所（国土交通省）の地方への移管。</p> <p>面的に考えた場合、2重の行政となっている。</p> <p>町村では、土木技師など専門職員がいないため対応困難。</p>



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向性など	道路整備事業
国・県・市町村の役割分担 ・制度の仕組みなど	<p>道路整備については県で一元化。（専門職員による高度な業務）</p> <p>防災の視点からも、広域行政が望ましい。</p> <p style="text-align: center;">法改正が必要</p>
その他 〔新たな住民参加手法等〕	

1回 地域主権検討PT会議(10/15)の資料「地域主権検討の視点」に沿った検討をお願いします。

取り上げるテーマは、個別の細かな事務事業や補助事業ではなく、例えば「 保険制度」「 道路整備事業」「 後継者育成」など、分野的な大括りの区分でテーマを取り上げてください。

国から県、県から市町村といった基礎自治体重視の分権が大きな流れとなりますが、各行政主体の役割を考え直す上で、市町村から県へ、県から国へと集約した方が合理的・効率的といったものもあると思います。このような逆のベクトルも考慮しながらイメージをお願いします。

財源の問題については、特に特記する必要はありません。

記載欄が不足する場合は、別紙に全体イメージをまとめるなど適宜調整してください。

地域主権の実現に向けた検討事例〔案〕

〔部局・主管課名 福祉保健部・福祉保健課 〕

行政分野	生活保護制度
------	--------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	生活に困窮する国民を保護する国の制度。 法定受託事務として、福祉事務所を設置する都道府県・市において、住民に対して直接に保護の決定、生活支援を実施している。
地域主権に 向けた問題	町村部においては、県の福祉事務所が生活保護を実施しており、住民の生活を直接に支える制度が、住民に最も身近な町村役場で実施できていない。



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向 性など	市部と同様に町村部にも福祉事務所を設置して、住民の生活を直接に支える生活保護業務は住民に最も身近な市町村で実施。									
国・県・市町 村の役割分担 ・制度の仕組み など	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td style="width: 10%;">=</td> <td>国の制度として、制度管理と相当の費用負担</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>=</td> <td>実施現場となる市町村に対する指導監査、不服申し立てへの対応</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>=</td> <td>福祉事務所を設置して、住民に直接に保護の決定、生活支援を実施（既存の福祉や保健の業務と一体的に実施できてサービス向上）</td> </tr> </table>	国	=	国の制度として、制度管理と相当の費用負担	県	=	実施現場となる市町村に対する指導監査、不服申し立てへの対応	市町村	=	福祉事務所を設置して、住民に直接に保護の決定、生活支援を実施（既存の福祉や保健の業務と一体的に実施できてサービス向上）
国	=	国の制度として、制度管理と相当の費用負担								
県	=	実施現場となる市町村に対する指導監査、不服申し立てへの対応								
市町村	=	福祉事務所を設置して、住民に直接に保護の決定、生活支援を実施（既存の福祉や保健の業務と一体的に実施できてサービス向上）								
その他 〔新たな住民 参加手法等〕										

1回 地域主権検討PT会議(10/15)の資料「地域主権検討の視点」に沿った検討をお願いします。

取り上げるテーマは、個別の細かな事務事業や補助事業ではなく、例えば「 保険制度」「 道路整備事業」「 後継者育成」など、分野的な大括りの区分でテーマを取り上げてください。

国から県、県から市町村といった基礎自治体重視の分権が大きな流れとなりますが、各行政主体の役割を考え直す上で、市町村から県へ、県から国へと集約した方が合理的・効率的といったものもあると思います。このような逆のベクトルも考慮しながらイメージをお願いします。

財源の問題については、特に特記する必要はありません。

記載欄が不足する場合は、別紙に全体イメージをまとめるなど適宜調整してください。

地域主権の実現に向けた検討事例〔案〕

〔 部局・主管課名 福祉保健部・子ども発達支援室 〕

行政分野	障害児・者の支援制度
------	------------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	障害児の入所通所施設サービスの支援に関する実施主体は都道府県。 18歳到達時点で児童福祉法から障害者自立支援法の対象となり、 サービス支援の実施主体が市町村となる。
地域主権に 向けた問題	障害児・者に対して、実施主体が県と市町村に分かれていて、ライフステージによる 一貫した支援を行う上で支障。



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向 性など	障害児・者に対する支援の実施主体は、最も身近な市町村に一元化。
国・県・市町 村の役割分担 ・制度の仕組み など	<p>国 = 制度管理と相当の費用負担</p> <p>県 = 障害の状況の判定に係る専門機能（児童相談所）や 重度障害に対応する障害児施設の設置 （市町村毎に持つことが困難な専門・高度、広域的サービス提供）</p> <p>市町村 = 障害児・者のライフステージにあわせた一貫した支援を実施</p>
その他	
〔新たな住民 参加手法等〕	

1回 地域主権検討PT会議(10/15)の資料「地域主権検討の視点」に沿った検討をお願いします。

取り上げるテーマは、個別の細かな事務事業や補助事業ではなく、例えば「 保険制度」「 道路整備事業」
「 後継者育成」など、分野的な大括りの区分でテーマを取り上げてください。

国から県、県から市町村といった基礎自治体重視の分権が大きな流れとなりますが、各行政主体の役割を考え直す上で、
市町村から県へ、県から国へと集約した方が合理的・効率的といったものもあると思います。このような逆のベクトルも考
慮しながらイメージをお願いします。

財源の問題については、特に特記する必要はありません。

記載欄が不足する場合は、別紙に全体イメージをまとめるなど適宜調整してください。

地域主権の実現に向けた検討事例〔案〕

〔部局・主管課名 生活環境部環境立県推進課〕

行政分野	行政一般(法令に基づく事業計画等への国の関与の廃止について)
------	--------------------------------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	法令により策定が定められている各種事業計画等について、国から県・市町村あるいは県から市町村に対して行う認可、承認、同意等が課されている場合がある。 <主な事例(水・大気環境課の例)> 水道法に基づく水道事業の認可 下水道法に基づく下水道事業計画の認可 湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画の同意
地域主権に向けた問題	計画等の作成作業において、認可、承認、同意等を得ること自体が目的となった内容、構成となり、住民に分かりにくい「計画のための計画」となったり、事業において不具合が生じた場合の責任所在が曖昧となったりする弊害が考えられる。 また、多大な労力を必要とする場合が多い。



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向性など	地方公共団体が策定する事業計画等に対する国の認可・承認・同意等の原則廃止
国・県・市町村の役割分担 ・制度の仕組みなど	各法令には遵守すべき基準や手続等が定められており、これに計画等を適合させるのは事業主体である地方公共団体の責務であるが、その確認については認可等を行うのではなく、情報公開によって事業主体が住民に対して結果責任を負うこととするべき。
その他 〔新たな住民参加手法等〕	

1回 地域主権検討PT会議(10/15)の資料「地域主権検討の視点」に沿った検討をお願いします。

取り上げるテーマは、個別の細かな事務事業や補助事業ではなく、例えば「 保険制度」「 道路整備事業」「 後継者育成」など、分野的な大括りの区分でテーマを取り上げてください。

国から県、県から市町村といった基礎自治体重視の分権が大きな流れとなりますが、各行政主体の役割を考え直す上で、市町村から県へ、県から国へと集約した方が合理的・効率的といったものもあると思います。このような逆のベクトルも考慮しながらイメージをお願いします。

財源の問題については、特に特記する必要はありません。

記載欄が不足する場合は、別紙に全体イメージをまとめるなど適宜調整してください。

地域主権の実現に向けた検討事例〔 案 〕

〔 部局・主管課名 生活環境部環境立県推進課 〕

行政分野	環境行政（国立公園の保護と利用に係る権限の見直しについて）
------	-------------------------------

【現 状】

制度の目的 ・ 仕組み等	国立公園は自然公園法に基づいて国が区域を定めて指定し、国は公園計画において保護又は利用のための規制や施設に関する計画を定める。 許認可に係る権限 ・ <u>土地利用上の規制に係る権限</u> は国に帰属するが、その一部について県が法定受託により事務を実施。（国権限に係るものは県経由で国に副申） 施設整備に係る権限 ・ <u>公園事業の決定及び執行に係る権限</u> は国に帰属し、県が公園事業の執行を行う場合は国の同意が必要。 ・ 従前は県が国の同意を得て公園事業を補助事業により執行していたが、三位一体改革以降は補助制度が廃止され、国による直轄整備を基本とすることとなった。ただし、直轄整備は特に重要な施設に限って行うという方針。
地域主権に向けた問題	国権限に係る許認可については、二重行政になっており不合理。 山陰海岸国立公園を所管する現場事務所（浦富）は、権限を持たない自然保護官が1名配置されているのみで、極めて非効率。 三位一体改革以降、国直轄事業の対象とならない部分の施設整備が全く進まなくなっている。直轄事業の対象となるものについても、県への施行委任や地元自治体による維持管理を前提としたものであり、直轄事業の執行体制が整っていない。



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・ テーマ・方向性など	国立公園に係る許認可及び施設整備の権限を地方公共団体へ移譲し、地域の実情に即した効率的かつきめ細かな保護・利用施策を推進する。
国・県・市町村の役割分担 ・ 制度の仕組みなど	国の役割 ・ 国立公園の指定及び公園計画の決定は、地方の意見を十分聴きながら国が行う。 ・ 許認可については法定受託事務を廃止し自治事務とし、公園事業の決定権限は県に移譲し、国は技術的助言の役割に徹する。 地方公共団体の役割 ・ 県は、市町村と十分連携しながら、国立公園の保護及び利用に関して利用者の視点に立ったきめ細かな施策を推進する。
その他 〔 新たな住民参加手法等 〕	

地域主権の実現に向けた検討事例〔 案 〕

〔 部局・主管課名 生活環境部環境立県推進課 〕

行政分野	まちづくり(都市計画の決定に係る主体の見直しについて)
------	-----------------------------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	<p>「都市計画制度」は、土地利用に制限を課し都市施設の整備計画を定めることなどにより、あるべき都市の姿の実現を図り、都市への人口や諸機能の集中や市街地の無秩序な外延化などに伴う都市化に伴う諸課題の解決を図ろうとする制度として整備。</p> <p>都市計画の決定権者は広域的、あるいは大規模な都市計画は都道府県、そのほかは市町村とされており、必要に応じて国あるいは都道府県への同意付き協議が義務づけられている。</p> <p>近年は、人口減少・超高齢社会の到来、中心市街地の衰退、環境問題の高まり、厳しい財政的制約など地域が抱える課題が多様化し、その解決への対応が求められている。</p>
地域主権に 向けた問題	<p>市町村が設置する都市施設であっても規模によって都道府県が都市計画を決定することとなっていたり、市町村が都市計画を決定する際には、原則県への同意付き協議が必要とされているなど、まちづくりを地域がその実情にあわせ主体的に行う制度となっていない。</p>



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向性など	<p>まちづくりは地域がその実情にあわせ主体的に行うべきであり、また地域の抱える課題が多様化していることから、土地の利用規制等を通じてまちづくりを具現化していく都市計画に関する事務は原則として基礎自治体へ権限を移譲。</p>
国・県・市町村の役割分担 ・制度の仕組みなど	<p>県の責任で行う施設の整備や広域的見地から決定する都市計画（県決定）を除いて、原則すべて市町村決定とする。（市町村の区域を超える広域的な調整は、県への同意付き協議により担保）</p> <p>県が都市計画を決定する際に必要とされている国への同意付き協議は、国の責任で行う施設の整備や国家的見地から定める地域地区に関するものに限定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国への同意付き協議が必要な都市計画は、都市計画法で「国の利害に重大な関係のある政令で定める都市計画」と定められている。 ・ しかし政令では、区域マスタープラン、区域区分（線引き）、県管理国道など「国の利害に重大な関係がある」とまではいえないものも協議の対象とされている。 ・ 国への協議は、国の責任で行う施設の整備（高速道路、国が設置する空港・公園等）や国家的見地から定める地域地区（古都法や明日香法の保存地区等）に関するものに限定すべきである。 <p>市町村が都市計画を決定する際には、原則すべて県への同意付き協議が必要とされているが、軽易な変更なども協議の対象となっており、同意付き協議の要否の判断を地方に委ねることで地域の実情が反映できる仕組みとすべき。</p>
その他 〔新たな住民 参加手法等〕	<p>都市計画は長期的安定が求められる一方、社会情勢を反映し適宜見直しが必要。また、都市計画の決定・見直し過程の透明性を図り、住民が積極的に参加できる仕組みとすることが必要。</p> <p>そのため、都市計画のマネジメント機能の向上と定期的な評価・見直しルールの確立を図るべき。</p>

地域主権の実現に向けた検討事例〔案〕

〔部局・主管課名 生活環境部環境立県推進課〕

行政分野	消費者行政(食品に関する表示の関係法令等の一元化について)
------	-------------------------------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	食品表示は、消費者にとって、食品を選択する際の最も重要な情報源であり、また、万一、事故が生じた場合には、その原因究明や製品回収などの事故の拡大防止のための措置を迅速かつ的確に行うための手がかりとなっている。 その食品表示を規定している法令は、主なものだけでも「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)、「食品衛生法」、「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)があり、規制内容が入り組んで非常に複雑なため、消費者及び製造者並びに販売者にとって分かりにくく、法令によって国と地方自治体の権限に関する役割分担が異なることから指導等も迅速かつ的確に行い難い状況となっている。
地域主権に 向けた問題	地方自治体に移譲すべき国の出先機関の事務およびそれを規定している法令



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向 性など	国の地方機関の事務を地方自治体に移譲し、二重行政の排除を行うと共に食品表示を規定している法令を一元化し、消費者及び事業者に分かりやすい法体系とする
国・県・市町 村の役割分担 ・制度の仕組み など	国においては、消費者庁創設に伴い食品表示の各法令の所管は一元化されたところであるが、それをさらに進め、食品表示を規定している法令を一元化し、消費者及び事業者がわかりやすい食品表示となるよう制度設計を行うこととし、事業者に対する指導等は、地方自治体が一元的に行えるよう、国の地方機関の権限を委譲し、国及び県の役割分担を明確化する。 例)各地方自治体内に所在する事業者の指導等については、現在の県域、広域の枠にとらわれず、各地方自治体で実施する。
その他 〔新たな住民 参加手法等〕	

1回 地域主権検討PT会議(10/15)の資料「地域主権検討の視点」に沿った検討をお願いします。

取り上げるテーマは、個別の細かな事務事業や補助事業ではなく、例えば「 保険制度」「 道路整備事業」「 後継者育成」など、分野的な大括りの区分でテーマを取り上げてください。

国から県、県から市町村といった基礎自治体重視の分権が大きな流れとなりますが、各行政主体の役割を考え直す上で、市町村から県へ、県から国へと集約した方が合理的・効率的といったものもあると思います。このような逆のベクトルも考慮しながらイメージをお願いします。

財源の問題については、特に特記する必要はありません。

記載欄が不足する場合は、別紙に全体イメージをまとめるなど適宜調整してください。

地域主権の実現に向けた検討事例〔案〕

〔部局・主管課名 生活環境部環境立県推進課〕

行政分野	住宅政策（公営住宅の整備・管理の見直しについて）
------	--------------------------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	公営住宅法は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより国民生活の安定と社会福祉に寄与することを目的としている。
地域主権に 向けた問題	<p>（多様な供給方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の公営住宅に係る補助制度は、新築、建替えによる直接供給の方が既存賃貸住宅の借り上げ等に比べ、財政負担の面で非常に有利になっており、民間賃貸住宅の余剰が増加する状況においても、民間借上げ等による供給が進まない。 ・補助制度である地域住宅交付金は、公営住宅の建設（基幹事業）と、その事業量の23%以内の地方独自の提案事業に対して交付される仕組みとなっているため、公営住宅を建設しないと地方独自の提案事業は交付金が受けられない。 <p>（基礎自治体での一元管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村の役割が同列に位置付けられており、県と市町村が同じ地域に同様な公営住宅を供給するなど、二重行政となっている。



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向性など	地域の実情に応じた住宅供給が行える体制の整備
国・県・市町村の役割分担 ・制度の仕組みなど	公営住宅に対する国の関与の撤廃し、原則、基礎的自治体の役割とする。民間活用の推進のためにも、住宅政策に係る財源を国から基礎的自治体に移譲する。（国の関与のない一括交付金等）
その他 〔新たな住民参加手法等〕	

1回 地域主権検討PT会議(10/15)の資料「地域主権検討の視点」に沿った検討をお願いします。

取り上げるテーマは、個別の細かな事務事業や補助事業ではなく、例えば「 保険制度」「 道路整備事業」「 後継者育成」など、分野的な大括りの区分でテーマを取り上げてください。

国から県、県から市町村といった基礎自治体重視の分権が大きな流れとなりますが、各行政主体の役割を考え直す上で、市町村から県へ、県から国へと集約した方が合理的・効率的といったものもあると思います。このような逆のベクトルも考慮しながらイメージをお願いします。

財源の問題については、特に特記する必要はありません。

記載欄が不足する場合は、別紙に全体イメージをまとめるなど適宜調整してください。

地域主権の実現に向けた検討事例〔 案 〕

〔 部局・主管課名 商工労働部政策室 〕

行政分野	労働行政
------	------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	労働行政の実施に当たり、現在、各都道府県に労働局を設置。 労働局が担う業務は「労働基準監督業務(労働基準監督署)」と「職業安定業務(ハローワーク、雇用保険関係業務)」に大別。 都道府県等の自治体は労働局を補完する形で、労働行政を展開。
地域主権に 向けた問題	労働行政は全国一律の対応となり、地域の実情は反映されにくい。 行財政改革に伴う国機関の縮小のあおりで、県内のハローワーク(境港、郡家)が削減。その後の対応として県が独自にふるさとハローワークを設立して対応しており、同種業務を国と県が担うという二重行政に近い状態が継続。



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向 性など	自治体が労働行政を担い、地域の福祉施策や産業振興施策と連動した労働施策を構築・推進する。
国・県・市町 村の役割分担 ・制度の仕組み など	労働局業務は全て自治体での業務受入(移管)が可能。 《役割分担(案)》 ・県及び市町村ともに、移管可能。 ・県であれ、市町村であれ、移管に際しては一括して移管することが望ましい。 ・なお、市町村移管の場合、一定規模を有する自治体組織であることが前提。 《理由》 ・移管業務中、「労働基準監督業務」等については、個別法令に基づいた一定基準による運用が求められるが、国レベルでの統一的な運用指針が定められれば、自治体による実施は可能。 ・「職業安定業務」については窓口・相談業務が多く含まれ、住民サービス向上の観点から、地域住民との距離が近い自治体実施とすることが望ましい。
その他 〔新たな住民 参加手法等〕	市町村への業務移管については、受入団体が単独市町村ではなく、一定規模の連合体(広域連合、業務の共同化 等)であることが前提。 また、市町村移管の場合、県の産業振興施策との連携が希薄化しないような仕組みが必要。

地域主権の実現に向けた検討事例〔 案 〕

〔 部局・主管課名 商工労働部政策室 〕

行政分野	公共職業訓練
------	--------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	公共職業訓練について、県高等技術専門校と(独)雇用・能力開発機構(ポリテクセンター)で実施。
地域主権に 向けた問題	離職者及び在職者を対象とした職業訓練について、上記二機関で実施しており、二重行政が発生。 前政権下において、ポリテクセンターの廃止・移管の方針が示されたが、現政権下においては、取扱いが明確にされていない。



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向 性など	地域の実情に即した、地域による一元的な職業訓練を実施する。
国・県・市町 村の役割分担 ・制度の仕組み など	ポリテクセンターの自治体での業務受入は可能。 《役割分担(案)》 ・県が一元的に実施することが望ましい。 《理由》 ・地域の産業構造や求職ニーズを踏まえた訓練メニューの構築・実施が必要であること。 ・なお、細分化した訓練を提供していくには、施設や指導体制など一定のスケールメリットを維持することが必要であることから、県が施設単位での棲み分けを整理しながら、一元的に実施することが効率的。
その他 〔新たな住民 参加手法等〕	

地域主権の実現に向けた検討事例〔案〕

2009.10.20

〔 部局・主管課名 農林水産部・農政課 〕

行政分野	地域振興業務（農林業等）
------	--------------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	農林業等の地域振興にかかる業務は、市町村と県・総合事務所で実施
地域主権に 向けた問題	住民に身近な仕事は市町村が行われる方が適当であるが、平成の大合併で行財政基盤等が強化されたところがある一方で、小規模町村での受け皿が課題。また、市町村職員は何でもこなされる一方で、専門性のある仕事が課題。



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向性など	二重行政の排除、住民に身近な仕事は市町村又は共同組織で実施
国・県・市町村の役割分担 ・制度の仕組みなど	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が主体的に農林業振興策等を実施 ・市町村は必要に応じて地域振興等にかかる業務を共同処理（県が支援する場合にもスケールメリット） ・県は必要に応じて市町村が行われる農林業等の地域振興等の業務を支援（人的、技術的等） ・総合事務所で行っている農林業等の地域振興業務は廃止
その他 〔新たな住民参加手法等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会業務等の共同処理も併せて検討（法律改正が必要） ・引き続き検討する場合は、総合事務所県民局等経験者の意見もお聞きしたい。

1回 地域主権検討PT会議(10/15)の資料「地域主権検討の視点」に沿った検討をお願いします。

取り上げるテーマは、個別の細かな事務事業や補助事業ではなく、例えば「 保険制度」「 道路整備事業」「 後継者育成」など、分野的な大括りの区分でテーマを取り上げてください。

国から県、県から市町村といった基礎自治体重視の分権が大きな流れとなりますが、各行政主体の役割を考え直す上で、市町村から県へ、県から国へと集約した方が合理的・効率的といったものもあると思います。このような逆のベクトルも考慮しながらイメージをお願いします。

財源の問題については、特に特記する必要はありません。

記載欄が不足する場合は、別紙に全体イメージをまとめるなど適宜調整してください。

地域主権の実現に向けた検討事例〔 案 〕

〔 部局・主管課名 県土総務課 〕

行政分野	まちづくり（道路の維持管理）
------	----------------

【現 状】

制度の目的 ・仕組み等	現行制度は、道路法により、国道、県道、市町村道に区分され、原則、それぞれ国、県、市町村が新設、改良、維持管理を行っている。
地域主権に 向けた問題	<p>国道、県道、市町村道で性格が異なるので、管理主体が異なることも意義があるが、河川と異なり、道路網と言われるとおり、面的な広がりを持っており、線として捉えるより、面として捉えたほうが、維持管理の効率化に資するが多い。</p> <p>特に、市街化区域においては、国道と言っても、生活道路の性格の強い道路もあり、面的に、国道、県道、市町村道を一体的に維持管理（特に除雪）した方が、効率的で、管理責任の所在も明白となる。</p> <p>更に、国道と言っても、駅前通りなどは都市の顔であり、都市の一義的な管理主体である市が管理する方が、きめ細かな管理が出来、周辺住民の協力も得やすく、より個性的な街づくりに資する。</p>



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・テーマ・方向 性など	面的道路管理で維持管理の効率化 道路の一体的管理と街づくり
国・県・市町 村の役割分担 ・制度の仕組み など	<p>高規格幹線道路（山陰道、鳥取自動車道等）を除き、道路管理は、国・県・市町村道の区分にかかわらず、まちづくり・むらづくりの観点から、原則、市町村が主体的に行う。</p> <p>但し、現在の直轄管理国道等の幹線道路で通過交通が主となり、特に線的な管理が必要な道路は県が管理する。</p> <p>市町村主体の面的な道路管理を主体とし、県は、線としての管理が特に必要な通過交通を主とする幹線道路の管理を行うもの。高規格幹線道路は、整備と併せ、国が管理する。</p>
その他 〔新たな住民 参加手法等〕	国・県・市町村道の種別にかかわらず、道路は、地域の住民生活に密接に関わっており、基礎的自治体である市町村が住民との協働によるまちづくりの視点から、きめ細かく、かつ効率的に維持管理を行う。

1回 地域主権検討PT会議（10/15）の資料「地域主権検討の視点」に沿った検討をお願いします。

取り上げるテーマは、個別の細かな事務事業や補助事業ではなく、例えば「 保険制度」、「 道路整備事業」、「 後継者育成」など、分野的な大括りの区分でテーマを取り上げてください。

国から県、県から市町村といった基礎自治体重視の分権が大きな流れとなりますが、各行政主体の役割を考え直す上で、市町村から県へ、県から国へと集約した方が合理的・効率的といったものもあると思います。このような逆のベクトルも考慮しながらイメージをお願いします。

財源の問題については、特に特記する必要はありません。

記載欄が不足する場合は、別紙に全体イメージをまとめるなど適宜調整してください。

地域主権の実現に向けた検討事例〔 案 〕

〔 部局・主管課名 教育総務課 〕

行政分野	市町村教育行政の広域化
------	-------------

【現 状】

制度の目的 ・ 仕組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方教育行政については、教育委員会制度を取っており、県と市町村の役割は概ね以下のとおり。 （県の役割） 広域的な教育行政及び県立学校（高校、特別支援学校）の設置運営、市町村における学校教育等の支援を担当 （市町村の役割） 小中学校の設置・運営、地域における社会教育などの教育事業を担当
地域主権に 向けた問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校の設置・運営は市町村の責務であるが、教職員の人事権を県が担っており、教育内容等に関する責任の所在があいまいになりがち ・ 本県では小規模な町村が多いため、指導主事等の専門職員が極めて少ないなど、教育委員会の事務局体制が十分でなく、本来、市町村教育委員会が行うべき業務が十分に出来ていない部分がある



【鳥取県型モデルの提案】

見直しの理念 ・ テーマ・方向性など	市町村における教育行政の広域化 （市町村教育委員会の体制充実による自立・質的向上を目指して）
国・県・市町村の役割分担 ・ 制度の仕組みなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会の活性化を図り、保護者や地域住民の多様なニーズをよりの確に教育行政に反映できる体制を充実する必要がある ・ そのためにも、 町村での教育委員会の共同設置（以下地方自治法、地方教育行政法上設置可能） 近隣町村での協議会設置による共同処理（就学指導、教員研修の共同化） 近隣町村での職員の共同設置（指導主事等の専門職員の共同設置） 近隣町村への事務委託（就学指導等の委託） などにより、教育行政事務の共同化を推し進める ・ なお、県教育委員会は、 学校の教科指導、学校運営支援など専門的観点での支援で専門職員による指導や職員派遣などで支援 （さらに踏み込んで）共同処理組織への参画、学校運営業務を町村から受託等の方策を講じることで積極的に関わりを持ち、どういう形が児童生徒の学びの質を確保する観点でベストなのかを考えていく必要がある
その他 〔 新たな住民参加手法等 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、小中学校の管理運営に関して、一体的・効率的に行うためには、県が有する教員の人事・給与面の権限移譲や、県と市町村とが一体となった組織のあり方がどうあることが望ましいのか、将来に向けた議論でコンセンサスが必要 ・ また、教育委員会制度のあり方や学校運営のあり方についても、マニフェストに沿った今後の新政権の動向次第では、議論を深めていく必要がある